

【新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者等のみなさまへ】

～売上減少等により資金繰りに支障が生じた際、活用可能な融資制度をご紹介します。～

1 制度概要

(1) 広島県県費預託融資制度

県内の中小企業のみなさまに必要な事業資金を円滑に供給するため、広島県が金融機関及び広島県信用保証協会の協力のもと、実施する融資制度です。県内に所在するほとんどの金融機関でご利用いただけます（原則、広島県信用保証協会による信用保証が必要です）。

<p>制度名・特徴</p>	<p>①新型コロナウイルス感染症対応資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた方が対象 ・売上減少要件等によって、無利子、無担保、信用保証料ゼロでも資金調達が可能 ・既往の信用保証付き融資からの借換可能（一部除く）※同資金間での借換は原則不可 <p>②セーフティネット資金（国指定）【セーフティネット保証4号適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上等20%以上減少の場合、幅広い業種で活用可能（市町長の認定が必要） ・危機関連保証、一般保証と併用可能 <p>③セーフティネット資金（国指定）【危機関連保証適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上等15%以上減少の場合、幅広い業種で活用可能（市町長の認定が必要） ・セーフティネット保証、一般保証と併用可能 <p>④緊急経営基盤強化資金・借換資金【セーフティネット保証5号適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上等5%以上減少の場合、幅広い業種で活用可能（市町長の認定が必要） ・危機関連保証、一般保証と併用可能 ・保証付き既往融資の借換が可能
<p>お申込み ・ お問い合わせ</p>	<p>◆お申込み（広島県制度融資取扱金融機関）</p> <p>【銀行】広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行、鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行、りそな銀行</p> <p>【信用金庫】広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫</p> <p>【信用組合】広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合、両備信用組合、信用組合広島商銀、朝銀西信用組合、笠岡信用組合</p> <p>【その他】商工組合中央金庫</p> <p>◆制度に関するお問い合わせ 広島県商工労働局経営革新課 082-513-3321</p>

(2) 日本政策金融公庫の融資制度

国民生活の向上を目的に、銀行等一般の金融機関を補完する100%政府出資の政策金融機関による融資制度です。

<p>制度名・特徴</p>	<p>⑤新型コロナウイルス感染症特別貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上急減等の場合、特別利子補給制度との併用により、3年間実質無利子化 ・大口の資金調達に対応可能 ・融資期間最長20年、据置期間最長5年 ・担保不要 <p>⑥衛生環境激変対策特別貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上急減等の場合、特別利子補給制度との併用により、3年間実質無利子化 ・特定の業種（旅館業及び飲食店・喫茶店営業）、少額であれば、低利での資金調達が可能 <p>⑦小規模事業者経営改善資金融資制度（新型コロナウイルス対策マル経）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上急減等の場合、特別利子補給制度との併用により、3年間実質無利子化 ・商工会等の指導を受けている小規模事業者、少額であれば、幅広い業種で、低利での資金調達が可能 ・据置期間最長4年 ・担保・保証人不要
<p>お申込み ・ お問い合わせ</p>	<p>日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505</p>

(3) 商工中金の融資制度

制度名・特徴	⑧新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・売上急減等の場合、特別利子補給制度との併用により、3年間実質無利子化 ・大口の資金調達に対応可能 ・融資期間最長20年、据置期間最長5年 ・担保不要
お申込み ・ お問い合わせ	商工中金 広島支店 082-248-1151 福山支店 084-922-6830 広島西部支店 082-277-5421

○それぞれの制度について、その他の利用条件等については、別添「新型コロナウイルス感染症に係る主な中小企業向け融資制度一覧」をご参照ください。

○融資希望額や融資希望期間等、資金調達にあつてのニーズごとに利用可能な制度を、別添「ニーズ別 利用可能な制度一覧」に取りまとめましたので、利用制度の検討の際、ご活用ください。

2 セーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証の認定書の発行窓口

市町名	担当課	電話番号	市町名	担当課	電話番号
広島市	産業立地推進課	082-504-2241	廿日市市	産業振興課	0829-30-9140
	(申請書提出先) 広島市中小企業支援センター	082-278-8032	安芸高田市	商工観光課	0826-47-4024
呉市	商工振興課	0823-25-3814	江田島市	交流観光課	0823-43-1644
竹原市	産業振興課	0846-22-7745	府中町	自治振興課	082-286-3128
三原市	商工振興課	0848-67-6072	海田町	魅力づくり推進課	082-823-9234
尾道市	商工課	0848-38-9182	熊野町	産業観光課	082-820-5602
福山市	産業振興課	084-928-1040	坂町	産業建設課	082-820-1512
府中市	商工労働課	0847-43-7190	安芸太田町	商工観光課	0826-32-7080
三次市	商工労働課	0824-62-6171	北広島町	商工観光課	050-5812-8080
庄原市	商工林業課	0824-73-1178	大崎上島町	地域経営課	0846-65-3123
大竹市	産業振興課	0827-59-2131	世羅町	商工観光課	0847-22-3216
東広島市	産業振興課	082-420-0921	神石高原町	政策企画課	0847-89-3351

3 広島県県費預託融資制度のご利用の際の留意点

○当制度のご利用には、県内に事業所を有し、原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいること、および信用保証協会の保証対象業種を営んでいることが必要です。ただし、セーフティネット保証4・5号及び危機関連保証の認定を受けた場合は、業歴1年未満でもご利用いただけます。

○融資にあつては、取扱金融機関及び広島県信用保証協会の所定の審査があります。

○借換資金のご利用は、対象とする既往借入に、広島県県費預託融資制度による借入（信用保証付き）が含まれるものに限ります。

※「新型コロナウイルス感染症対応資金」に係る借換資金のご利用は、対象とする既往借入が、信用保証付きのものに限ります。（ただし、本資金間での借換は原則不可）

新型コロナウイルス感染症に係る主な中小企業向け融資制度一覧

令和2年6月15日現在

制度名	広島県県費預託融資制度				日本政策金融公庫の融資制度			商工中金の危機対応融資		
	新型コロナウイルス感染症 対応資金	セーフティネット資金（国指定）		緊急経営基盤強化資金	新型コロナウイルス感染症 特別貸付	衛生環境激変対策 特別貸付	小規模事業者 経営改善資金融資制度 （新型コロナウイルス 対策マル経）	新型コロナウイルス 感染症特別貸付		
番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		
特徴	・売上減少要件等によって、無利子、無担保、信用保証料ゼロでの資金調達が可能 ・既往の信用保証付き融資からの借換可能（一部除く）	・売上等20%以上減少している方 ・幅広い業種で活用可能 ②危機関連保証、 ④一般保証と併用可	・売上等15%以上減少している方 ・幅広い業種で活用可能 ①セーフティネット保証4号、 ③セーフティネット保証5号、 ④一般保証と併用可	・売上等5%以上減少している方 ・幅広い業種で活用可能 ②危機関連保証、 ④一般保証と併用可	・売上急減等の場合、特別利子補給制度との併用により、3年間実質無利子化			・株主である中小企業の組合とその組合員であれば、低利（要件を満たせば3年間実質無利子）での資金調達が可能		
融資要件（概要）	セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の適用を受けた方であって ① 上記認定書に記載の売上高等の減少率が5%以上の個人事業主（小規模に限る） ② 上記認定書に記載の売上高等の減少率が15%以上の法人等 ③ 上記認定書に記載の売上高等の減少率が5%以上15%未満の法人等	以下の要件を満たす方（市町長の認定が必要） ・最近1か月の売上高等が前年比20%以上減少かつ3か月で20%以上減少見込 【セーフティネット保証4号】	以下の要件を満たす方（市町長の認定が必要） ・最近1か月の売上高等が前年比15%以上減少かつ3か月で15%以上減少見込 【危機関連保証適用】	以下の全ての要件を満たす方（市町長の認定が必要） ・最近3か月間の売上高等が前年比5%以上減少※時限的な運用緩和として、一部減少見込みでも申請可。 【セーフティネット保証5号】	◆特別貸付 以下の要件を満たす方 ・最近1か月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少等 ※個人事業主（小規模に限る）は、定性的な説明でも柔軟に対応	以下の全ての要件を満たす方 ・旅館業及び飲食店・喫茶店営業 ・最近1か月の売上高が前年又は前々年比10%以上減少かつ今後も減少見込等	以下の全ての要件を満たす方 ・小規模事業者 ・商工会等の経営指導員による指導を原則6か月以上受けている ・最近1か月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少等	・新型コロナウイルス感染症の影響により直近1か月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方 ◆特別利子補給制度 ①個人事業主（小規模に限る）：要件なし ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少 ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少		
資金使途	運転資金・設備資金（借換え可）	運転資金・設備資金（借換え可）	運転資金・設備資金	運転資金（借換え可）	運転資金・設備資金	運転資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金		
融資限度額	4,000万円	中小企業者 8,000万円 組合等 1億6,000万円		4,000万円（借換含む場合5,000万円）	中小事業 6億円 国民事業 8,000万円	別枠1,000万円（旅館業は3,000万円）	別枠1,000万円	6億円		
融資（据置）上限期間	10年（据置5年）	運転10年（据置1年） 設備10年（据置3年）	運転10年（据置2年） 設備10年（据置2年）	10年（据置1年）	運転 15年（据置5年） 設備 20年（据置5年）	7年（据置2年）	運転 7年（据置3年） 設備10年（据置4年）	運転15年（据置5年） 設備20年（据置5年）		
貸出利率（固定金利）〔令和2年4月現在〕	信用保証付き 【3年以内】0.8% 【5年以内】1.0% 【10年以内】1.2% ※対象①②の場合、当初3年分は県から利子補給を実施	信用保証付き 【3年以内】0.8% 【5年以内】1.0% 【10年以内】1.2%	信用保証付き 【3年以内】0.8% 【5年以内】1.0% 【10年以内】1.2%	信用保証付き 【3年以内】0.8% 【5年以内】1.0% 【10年以内】1.2%	◆当初3年間 中小事業 0.21%（2億円以内） 国民事業 0.46%（4,000万円以内） ※更に特別利子補給制度の要件を満たす場合、申請により上記金利を全額利子補給 ◆4年目以降 中小事業 1.11% 国民事業 1.36% ※融資期間等により変動	1.91%（振興計画認定組合員1.01%） ※担保有無・融資期間等により変動	◆当初3年 0.31% ◆4年目以降 1.21%	◆当初3年 0.21%（2億円以内） ※更に特別利子補給制度の要件を満たす場合申請により上記金利を全額利子補給 ◆4年目以降 1.11% ※融資期間等により変動		
信用保証料率	対象①② 0.0% 対象③ 0.425% （経営者保証無の場合0.525%）	0.7%	0.7%	0.7%						
担保・保証人	原則として無担保、法人の代表者を除き、保証人は不要	取扱金融機関・広島県信用保証協会所定（信用保証付きの場合、原則として、法人の代表者を除き保証人は不要）			担保は不要（保証人は相談の上決定）	相談の上決定	不要	担保は不要（保証人は相談の上決定）		
申込み・問い合わせ	◆申込み（広島県制度融資取扱金融機関） 【銀行】広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行、鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行、りそな銀行 【信用金庫】広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫 【信用組合】広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合、両備信用組合、信用組合広島商銀、朝銀西信用組合、笠岡信用組合 【その他】商工組合中央金庫 ◆制度に関する問い合わせ 広島県商工労働局経営革新課 082-513-3321				日本政策金融公庫 ◆ 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 ◆ 国民生活事業 【広島支店】 082-244-2231 【呉支店】 0823-24-2600 【尾道支店】 0848-22-6111 【福山支店】 084-922-6550 ◆ 中小企業事業 【広島支店】 082-247-9151			お近くの 商工会・商工会議所		商工中金の支店 広島支店 082-248-1151 福山支店 084-922-6830 広島西部支店 082-277-5421

